

平成19年度

定期監査報告書

(第2回目)

平成20年3月21日提出

登米市監査委員

1 監査実施日及び対象

定期監査の第2回目については、平成20年1月24日から平成20年3月12日までの期間で実施した。

監査の実施日及び対象部署については下記のとおりである。

実施日	対象部署	
平成20年1月24日	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
1月28日	議会	議会事務局
1月29日	市民生活部	福祉事務所 生活福祉課
		福祉事務所 社会福祉課
1月30日	市民生活部	福祉事務所 子育て支援室
		福祉事務所 南方子育てサポートセンター
1月31日	市民生活部	福祉事務所 米山児童館
		福祉事務所 豊里子育て支援センター
2月4日	市民生活部	市民課
		環境課
2月5日	市民生活部	健康推進課
		介護保険課
2月7日	市民生活部	保険医療課
2月8日	市民生活部	環境事業所 環境管理課・衛生センター
		環境事業所 クリーンセンター
2月12日	産業経済部	農林振興課
		農村戦略推進室
2月13日	産業経済部	農産園芸課
		農村整備課
2月14日	産業経済部	畜産課
		商工観光課
2月18日	水道事業所	水道管理課
2月19日	農業委員会	農政総務課
		農地管理課・中田事務所
2月20日	建設部	土木管理課
		建築住宅課
2月25日	会計管理室	会計管理室
2月27日	建設部	都市計画課
		道路課
2月28日	建設部	下水道課

実施日	対象部署	
3月3日	医療局	佐沼病院
		医療管理課・経営改革推進室・用度課
3月4日	医療局	よねやま病院
3月5日	医療局	豊里病院
		豊里老人保健施設
3月6日	医療局	登米病院
3月10日	医療局	米谷病院
3月11日	消防本部	消防総務課・救急救助課
		警防課・予防課
3月12日	水道事業所	水道業務課
		浄水課
		実地棚卸し検査

2 監査執行者

監査委員	星	紘	毅
監査委員	清水上	芳	江
監査委員	佐々木	康	明

3 監査方法

地方自治法第199条第4項に基づき、平成19年度登米市一般会計及び特別会計について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを監査基準に準拠し実施した。

実施にあたっては、事前に監査対象部署から定期監査事前調書及び監査基準に基づく書類の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について担当部課長及び担当職員より説明を受け現状把握を行った。

4 監査の結果

第2回目の平成20年3月12日までに監査を行った部署の、財務に係る事務の執行及び経営に係る事務の執行については、概ね適正に執行されていると認められたが、今後改善を要すると思われる点が散見された。

そのため、今回の監査した各部署全体的に改善を要する事項及び要望する事項については総括的事項とし、監査対象部署毎については個別事項として、特記すべき事項について考察を加え下記のとおり所見を記載することとした。また、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際口頭で留意又は改善を促した。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法199条第12項の規定によって、その措置内容を監査委員に通知しなければならないことになっているので対応願いたい。

【総括的事項】

- 1 (社) 登米市シルバー人材センターと随意契約を締結しようとする際には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、登米市契約規則第 22 条の 3 に基づき発注見通しと契約締結状況を公表することとしているが、一部に公表もれが見られたので、関係諸規程を遵守されたい。
- 2 各種団体の事務局として会計事務を行っている部署は、通帳と届出印鑑については別々に管理されているが、今後も定期的に通帳の残高を確認するなど管理には細心の注意を払われたい。
- 3 各部署等で担当している外郭団体が 363 団体あり、職員の関わりが大きいと思われる。今後現状を確認するとともに、自主運営が可能な団体については、指導育成にあたり団体の自主的な運営を助長させるよう努められたい。
- 4 本庁と総合支所と関連する事務事業において、総合支所へ予算の配分があり、総合支所で業務を執行できるものと請求書を本庁へ送付し予算執行がすべて本庁で行われる業務とがある。事務執行上の主体性、内容を考慮し、総合支所の事務の効率化のため予算管理のできるシステムを検討されたい。
- 5 各部署において執行される契約事務について、部等指名委員会を開催するなど適切に処理されるとともに関係書類（施行伺、予定価格調書、見積調書、契約書等）を整理保管されたい。

【個別事項】

1 選挙管理委員会

- ①選挙投票区、ポスター掲示板の設置見直しについては、関係部署及び住民の意見聴取等によりサービスの低下とならないよう検討されたい。

2 議会事務局

- ①特になし

3 市民生活部

(1) 市民課

- ①転入・転居の届け出に伴う転校手続きについて、総合支所市民福祉課の窓口で事務処理できるワンストップサービスを検討しているが、教育委員会と十分協議し実施されたい。また、住民サービス向上のため、本庁と総合支所との連絡会議の開催による情報の共有化に努められたい。
- ②防犯、交通安全施設の修繕においては、地域住民の要望に対して適切に処理されるよう努められたい。

(2) 環境課

- ①登米市斎場整備事業については、順調に進捗しているが、今後も計画通り進行するよう管理監督に努められたい。また、指定管理者制度の導入にあたっては、住民サービス向上のため適切に維持管理が図られるよう検討されたい。
- ②飼い犬のふん害について、今後も飼い主のマナーアップ対策の推進を図るなど改善に向けた取り組みに努められたい。

(3) 健康推進課

- ①医療制度改革により検診体制が大きく変更になることから、住民への周知徹底を図り住民サービスが低下しないよう努められたい。
- ②AED（自動体外式除細動器）を設置し、関係部署と連携して救急救命とAEDの操作研修を行っているが、今後もAEDによる救急救命措置普及の推進に努められたい。

(4) 介護保険課

- ①包括支援センター運営事業について、業務報告による委託契約の履行確認がなされ、指導監査も行なわれている。包括支援センターの運営については、今後も指導されたい。

(5) 保険医療課

- ①後期高齢者医療制度については、研修会、説明会等を実施しているところであるが、より一層住民への周知徹底を図り住民サービスが低下しないよう努められたい。
- ②高額療養費の貸付について、借用書を取り交わしているが、償還後に借用書を返還していないので、適切な事務処理を行われたい。また、各種貸付金の未収金については、債権の管理と解消に向け努力されたい。

4 福祉事務所

(1) 生活福祉課

- ①登米市養護老人ホーム「きたかみ園」施設整備については、民設民営による移管先法人が決定され、県との協議も終了し建設地の建築物の解体、測量、実施設計と事業が進められている。平成20年度完成に向けて引き続き事業推進に努められたい。
- ②生活保護扶助費の返納金（法63条による返還、法78条による徴収、保護廃止等による戻し入れ）については、未収金の解消に向け努力されたい。

(2) 社会福祉課

- ①こじか園の利用料、高齢者住宅整備資金貸付金、きたかみ園の措置費負担金の未収金については、債権の管理と解消に向け努力されたい。

(3) 子育て支援室

- ①保育料の未納については、債権の管理と解消に向け努力されたい。
- ②認可保育所の定員増を図るなど、待機児童の解消に努めているが、依然として待機児童がいることから、その解消に向け努力されたい。

(4) 南方子育てサポートセンター

- ①放課後児童クラブ・預かり保育のおやつ代を徴収しているが、適切な管理に努められたい。

(5) 米山児童館

- ①特になし

(6) 豊里子育て支援センター

- ①子育てサロン事業は健康管理センターを、学童クラブの事業については、多

目的研修センターの一部を借用しているが、子育て支援サービスとして安定した利用ができるよう関係機関と調整を図り事業の充実に努められたい。

5 環境事業所

(1) 環境管理課

①可燃ごみ、資源ごみの収集、廃食油の回収について、今後もしリサイクル意識の啓発とBDF（バイオディーゼル燃料）推進のために周知に努められたい。

(2) 衛生センター

①し尿収集運搬処分手数料の督促通知については、財務規則に基づき期間内に処理されたい。また、未収金については、債権の管理と解消に向け努力されたい。

②調定の起票について、月ごとに一括調定しているが、債権確定時に事務処理されるよう改められたい。

(3) クリーンセンター

①ごみの減量化や資源ごみ回収の取り組みとともに、ごみ処理施設の老朽化に伴う施設維持管理に留意され、作業事故防止に努められたい。

6 産業経済部

(1) 農林振興課

①登米市食材の安全性の面から、今後も関係機関と連携を図り、残留農薬等の指導についても市の積極的な関わりを持ち、安心・安全の食材づくりに努められたい。

(2) 農村戦略推進室

①農地・水・環境保全向上対策、品目横断的経営安定対策について、関係機関と連携を図り円滑な推進に努められたい。

(3) 農産園芸課

①転作事業については、事業主体の団体へスムーズに移行できるよう努力されたい。

(4) 農村整備課

①仮屋排水機場分担金等の未納分について、適切に調定の処理を行うとともに管理台帳を整備し、適切な債権管理に努められたい。

(5) 畜産課

①有機センター利用料金の未納者への督促通知については、財務規則に基づき期間内に処理されたい。

②後継者等肉用牛貸付基金等をパソコン管理しているが、財務規則に基づき基金整理簿として整備するなど、債権の適切な管理と回収に努められたい。

③切手の取り扱いについて、郵便切手等受払簿が未整備の状況にある。郵便切手等の管理については、現金と同様に取り扱うことが求められるので、郵便切手等受払簿を整備するなど適正に管理されたい。

(6) 商工観光課

①補助金交付事務について、交付申請から確定通知までの一連の事務処理で一

部不適切なものが見られた。適切に処理されるよう努められたい。

②多重債務者の支援として、多重債務者支援プログラムを制定し、相談に応じている。今後も多重債務者の支援のため、相談窓口として努力願いたい。

③総括的事項1に記載のとおり

7 建設部

(1) 土木管理課

①道路占用料について、一定期間分をまとめて調定の起票を行なっているが、道路占用許可決定した時点で調定されるよう改められたい。

(2) 建築住宅課

①市営住宅については老朽化が進んでいるが、住宅マスタープランに基づき維持管理に対応されたい。また、既存住宅火災警報器設置の義務化に伴い、市営住宅においても早急に対応されたい。

②公営住宅使用料の未収金については、債権の管理と解消に向け努力されたい。

(3) 都市計画課

①治水対策事業に伴う日根牛地区対策事業については、住民の移転対策と分譲用宅地造成事業の円滑な推進のため、国・県等の関係機関と調整を図りながら、事業推進に向けて努力されたい。

(4) 道路課

①国・県の関係機関との協議が必要な事業においては、早期に調整を図るなど繰越とならないよう事業を進められるよう努められたい。

②未登記事務処理について、未相続の権利関係事務の対処方法を検討し早期に解消されたい。

(5) 下水道課

①3事業特別会計の受益者負担金、使用料の滞納繰越額が91,304千円(1月末)となっていることから、管理台帳の整備を行い、納付状況、交渉記録を整理し、未収金の債権管理と解消に努められたい。

②施設(管路)台帳について、一部は電子データ化されているが、事務の迅速化・効率化のために、今後もデータの電子化整備に向け努力されたい。

③浄化センターの指定管理者制度の導入にあたっては、適切に維持管理が図られるよう配慮されたい。

8 農業委員会

(1) 農政総務課

①年金加入者協議会に対する補助金については、運営費補助金であることから交付時期に留意されたい。

②郵便切手等の管理については、多額の切手等が保管されていることから、受払簿の残数と現物について、定期的に確認するなど管理には十分注意されたい。

(2) 農地管理課

①特になし

(3) 中田事務所

①特になし

9 消防本部

(1) 消防総務課

①新庁舎へ移転することとなるが、スムーズな移行ができるよう注意されたい。

(2) 救急救助課

①特になし

(3) 警防課

①特になし

(4) 予防課

①住宅用火災警報器について、既存住宅に対する適用が平成 20 年 6 月 1 日となっていることから、設置の推進に努められたい。

10 会計管理室

①公金の効率的運用のために「資金管理運用委員会」を設置し、「資金管理方針」の設定を検討しているが、今後も公金の安全かつ確実な運用と有利な方法による運用に努められたい。

②「請負工事成績評定」の実施に向けて、検査の平準化、担当者のスキルアップに取り組まれたい。

11 水道事業所

(1) 水道管理課

①旧水道庁舎の資産処分により、多額の臨時損失が生じていることから水道事業と一般会計とにおいて、無償譲与に至った一連の協議書類を時系列で整備し保存しておく必要がある。

(2) 水道業務課

①水道料金等の未収金については、債権の適正管理を行い、引き続き未収金の減少に向け努力されたい。

②配水施設の点検及び主要な配水管路の巡視を積極的に行い、破損・漏水事故などの未然防止に努められたい。

(3) 浄水課

①水道水汚染危機管理マニュアルを早急に整備し、机上訓練や事故を想定した訓練を実施するなど体制整備を図られたい。

②取水・導水・浄水施設は、最も重要な施設であることから、安全安心の観点から、各施設に対する日々の点検と施設整備に万全を期されたい。

12 医療局

(1) 医療管理課

①病院の再編に伴い、病院間における入院・外来患者の調整が見込まれることから、患者の移行がスムーズに行われるよう 5 病院との連携強化を図られたい。

②地方公営企業法の全部適用への移行に伴い、現行諸規程の見直しが必要にな

ってくるので、企業管理規程等の条件整備に努められたい。

(2) 経営改革推進室

- ① 登米市地域医療福祉委員会の答申を受け、病院再編について住民説明会を開催し、地域住民の意見聴取している。市立病院の再編・改革において、目標年次の目標医療体制を明確にするために引き続き努力されたい。

(3) 用度課

- ① 当該年度の給食業務は、佐沼病院を除く登米・米谷・豊里・よねやま病院及び豊里老人保健施設が外部委託に移行したほか、貯蔵品購入については5病院が必要とする薬品類を一括購入契約に切り替えるなど事務事業の改善が図られている。

(4) 佐沼病院

- ① 未収金の回収については、特別徴収員を配置し対応しているところであるが、今後とも適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。
- ② レセプト請求の返戻に係る調定減が発生しているので、今後レセプト請求の返戻原因の実態を調査するとともに、請求返戻の減少に向けた対策を講じられたい。

(5) 登米病院

- ① 無床化に移行した際の過年度未収金（平成19年12月末現在の患者未収金8,118千円）に係る債権管理については、移行前において過年度収納金の取扱い及び不納欠損等を行う責任部署を定め、移行前後に事務の停滞を生じさせないよう万全を期されたい。
- ② 病院再編に伴う無床診療所化が登米市として初のケースとなることから、事務処理のモデルケースとなるよう努力されたい。

(6) 米谷病院

- ① 未収金については、適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。
- ② 医師住宅として長期賃貸契約（15年）しているが、1棟については利用されていない状況であり医師確保との関連もあるが運用方法を検討されたい。
- ③ 総括的事項1に記載のとおり

(7) よねやま病院

- ① 未収金については、適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。
- ② 総括的事項1に記載のとおり

(8) 豊里病院

- ① 未収金については、適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。
- ② 総括的事項1に記載のとおり

(9) 豊里老人保健施設

- ① 未収金については、適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。

注) 記載内容（金額等）については、監査時のものですのでご了承ください。

以上